

吹田市シティプロモーションPRグッズ等販売要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民にとって市への愛着や誇りを醸成することを目的とするシティプロモーションPRグッズ及び市の魅力発信につながる冊子等（以下「PRグッズ等」という。）の販売に関し必要な事項を定める。

(販売資格等)

第2条 PRグッズ等を販売することができる者は、市内に事業所又は販売店を有する者及びその他これに類する者のうち市長が認める者（以下「販売者」という。）とする。

- 2 販売者は、別に定める申込書を市長に提出し、PRグッズ等を購入しなければならない。
- 3 PRグッズ等の名称、販売価格及び卸売価格は、別に定める。ただし、卸売価格は販売者が同一のPRグッズ等を同時に10個以上購入する場合に適用するものとする。
- 4 購入したPRグッズ等については、初期不良が認められる場合を除き、返品は不可とする。

(販売上の遵守事項)

第3条 販売者は、PRグッズ等を販売する場合、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 吹田市及び吹田市イメージキャラクターすいたんの信用又は品位の失墜、イメージを損なう行為及びそのおそれがある表現を用いてはならない。
- (2) 販売価格以下の価格で販売すること。

(販売資格の取消等)

第4条 市長は、販売者がこの要領の内容に違反していると認めたときは、販売資格を取消することができる。

- 2 前項の販売資格の取消しは、その理由を明記した取消通知書により通知するものとする。
- 3 販売資格の取消しにより販売者等に生じた損害については、市は一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第5条 市は、この要領によるPRグッズ等の販売に係る申込みに要した費用及び販売に係る経費又はその役務を負担しないものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、PRグッズ等の販売に関し必要な事項は、シティプロモーション推進室長が定める。

附 則

この要領は、令和3年11月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。